

## 〔経過措置の取扱い〕

平成18年9月30日において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

## 【対象児童】

- 療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童（必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める）。

## 【事業内容】

- 指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。（必ずしも、1対1での指導時間を必要としない）。

## 【人員配置】

- 指導員又は保育士  
15:2以上

## 【報酬単価】

283単位（1日あたり平均利用人員11～20人）

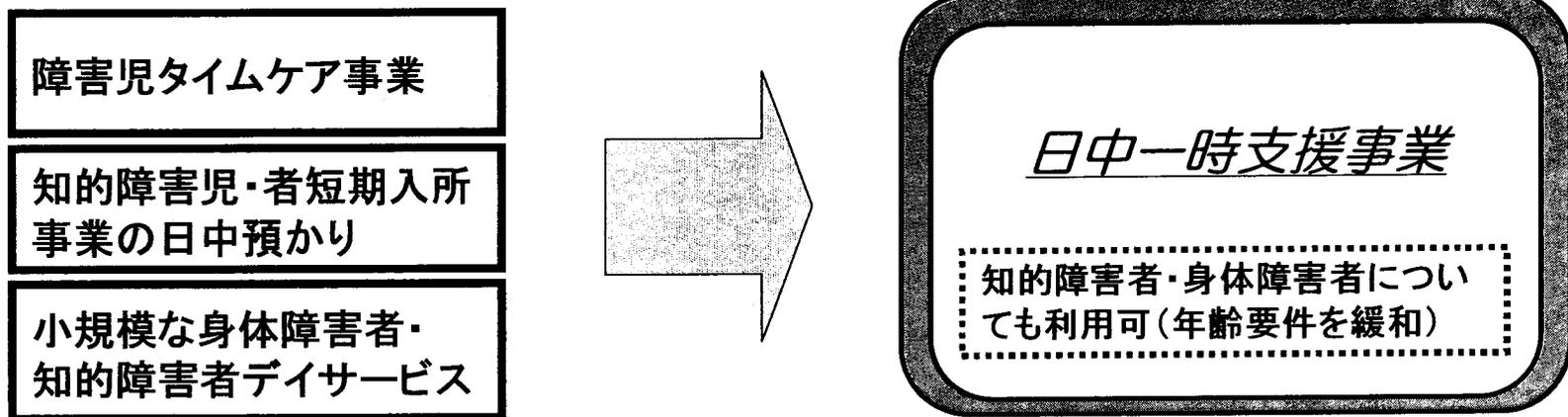
# 日中一時支援事業

## 【利用者】

- 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者(児)

従来の「障害児タイムケア事業」、「知的障害児・者短期入所事業の日中預かり」、「身体・知的障害者デイサービス事業」の一部を取り込む形で地域生活支援事業(市町村が行う事業)に位置づけ。

## 障害児タイムケア事業等の再編



## 【サービス内容等】

- 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

## 【利用定員等】

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。

## 【実施状況】

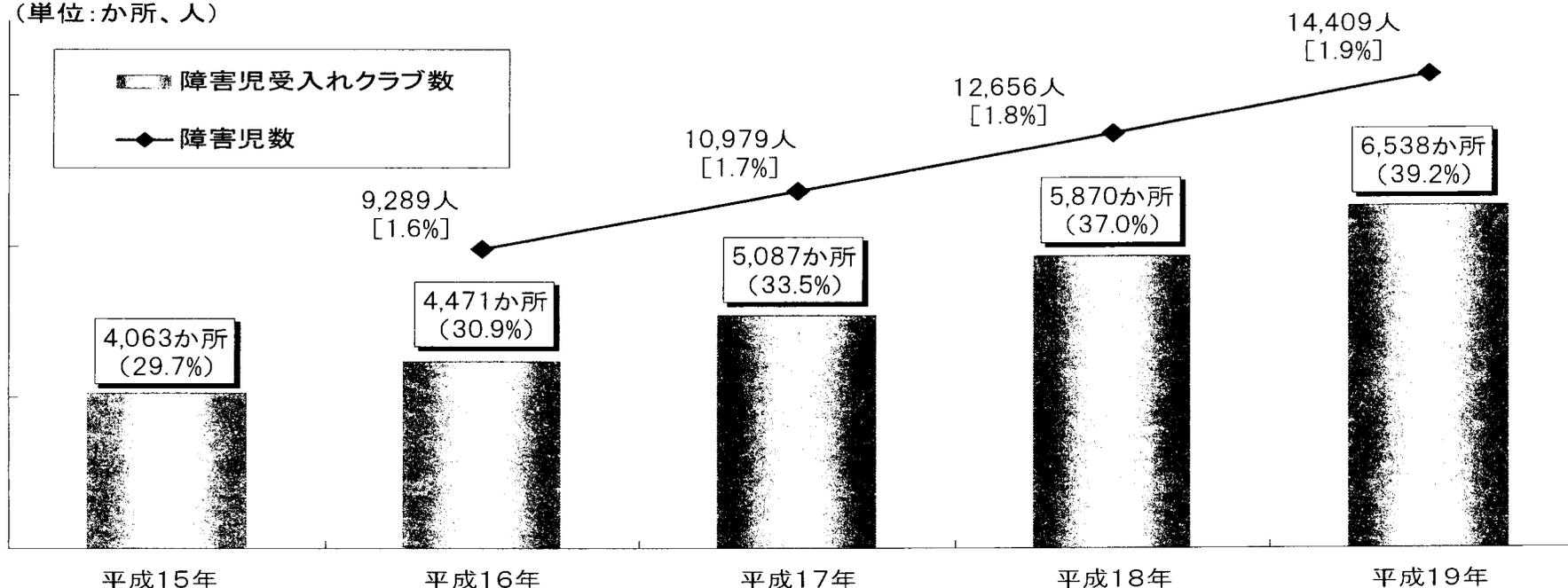
【H18'】 1,397市町村(76.5%) ⇒ 【H19'】 1,527市町村(84.0%)

# 放課後児童クラブにおける障害児の受入れ状況

## 〈放課後児童クラブの概要〉

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に修学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

(単位:か所、人)



(注) ( )内は、全クラブ数に占める割合、[ ]内は全登録児童数に占める割合である。

〈厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ〉

## 受入れに対する経費の補助 〈障害児受入推進事業〉

放課後児童クラブにおける障害児の受入推進を図るため、障害児対応の指導員を各クラブに配置するための経費。(平成20年度予算 1クラブ当たり年額1,421,000円)

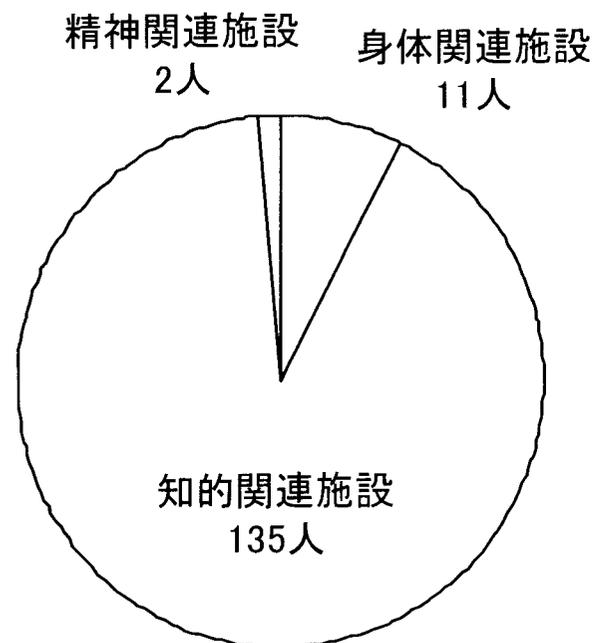
# 障害児による就労支援事業の活用について

- 障害者自立支援法では、障害者の就労を積極的に支援し、障害者が地域で自立して暮らしていくことができるよう、就労移行支援や就労継続支援などの事業を創設。
- 15歳以上の障害を持つ児童についても、児童相談所長が認めた場合などには、上記サービスを利用することが可能。【障害者自立支援法附則第2条】

## <就労系サービス利用者数の年齢構成>

	人	割合(%)
18歳未満	148	0.3%
18歳以上65歳未満	47,868	95.5%
65歳以上	1,746	3.5%
無回答	340	0.7%
合計	50,102	100.0%

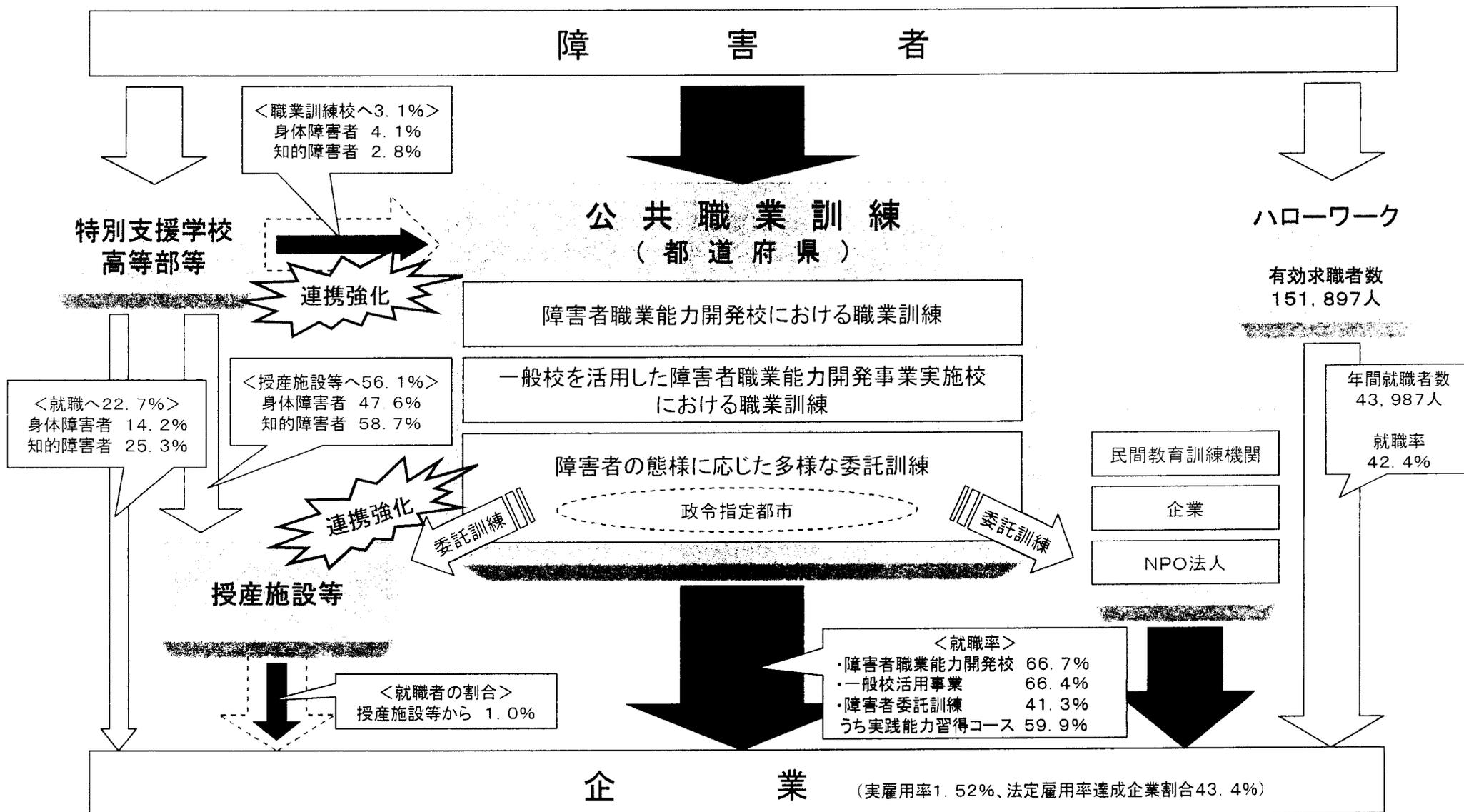
## <18歳未満の者の就労系サービス利用者数> (N=50,102人)



【出典】平成18年度 社会就労センター実態調査報告書

(注) 身体関連施設：身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設  
 知的関連施設：知的障害者入所授産施設、知的障害者通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者小規模通所授産施設  
 精神関連施設：精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設

# ★ 障害者の職業能力開発の推進について(H20)



(注) 特別支援学校高等部等卒業生の進路状況は、文部科学省「特別支援教育資料」(平成19年5月)  
 授産施設等からの就職者の割合は平成12年度社会就労センター実態調査報告書  
 ハローワークの有効求職者は平成19年3月末現在。年間就職者数は平成18年度  
 障害者職業能力開発校・一般校活用事業・障害者委託訓練の就職率は18年度

# 障害児の相談支援体制

都道府県

## 障害児等療育支援事業

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援

【財源】 交付税

## 関係機関・施設

### 関係機関

- ・ 発達障害者支援センター（都道府県）
- ・ 児童相談所（都道府県）

市町村

## 障害者相談支援事業

- 一般的な相談支援

【財源】 交付税

### 関連施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害児通園施設
- ・ 児童デイサービス事業

## サービス利用計画費の支給 (指定相談支援事業者)

- ・ サービス利用のあっせん・調整

【財源】 自立支援給付(法定)

国1/2、県1/4、市町村1/4

### (参考) 一般施策

- ・ 市町村保健センター 等

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者  
(乳幼児期から学齢期、学齢期から就労への移行等、生活環境が大きく変わる場合も含まれる)

# 地域自立支援協議会について

## 【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

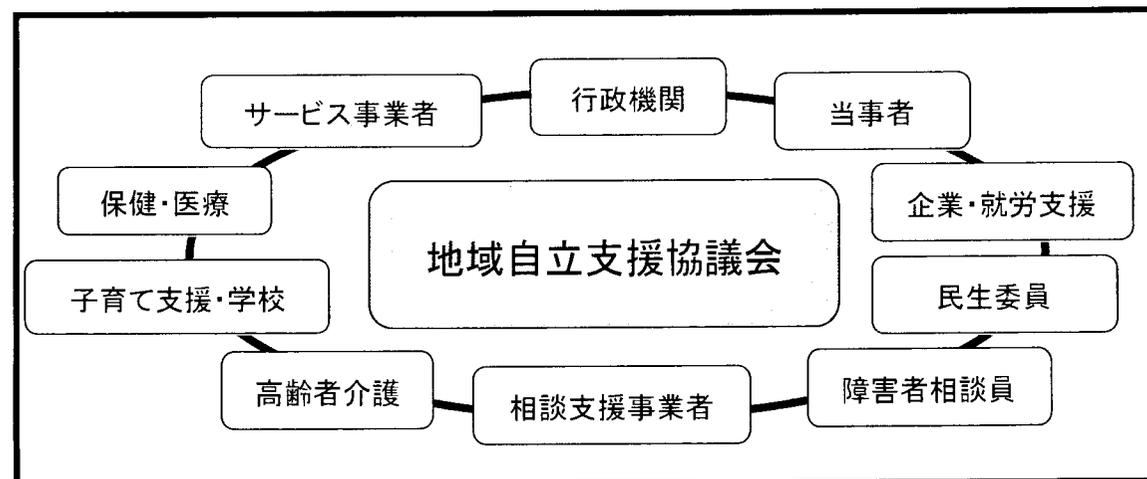
## 【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

## 【主な機能】

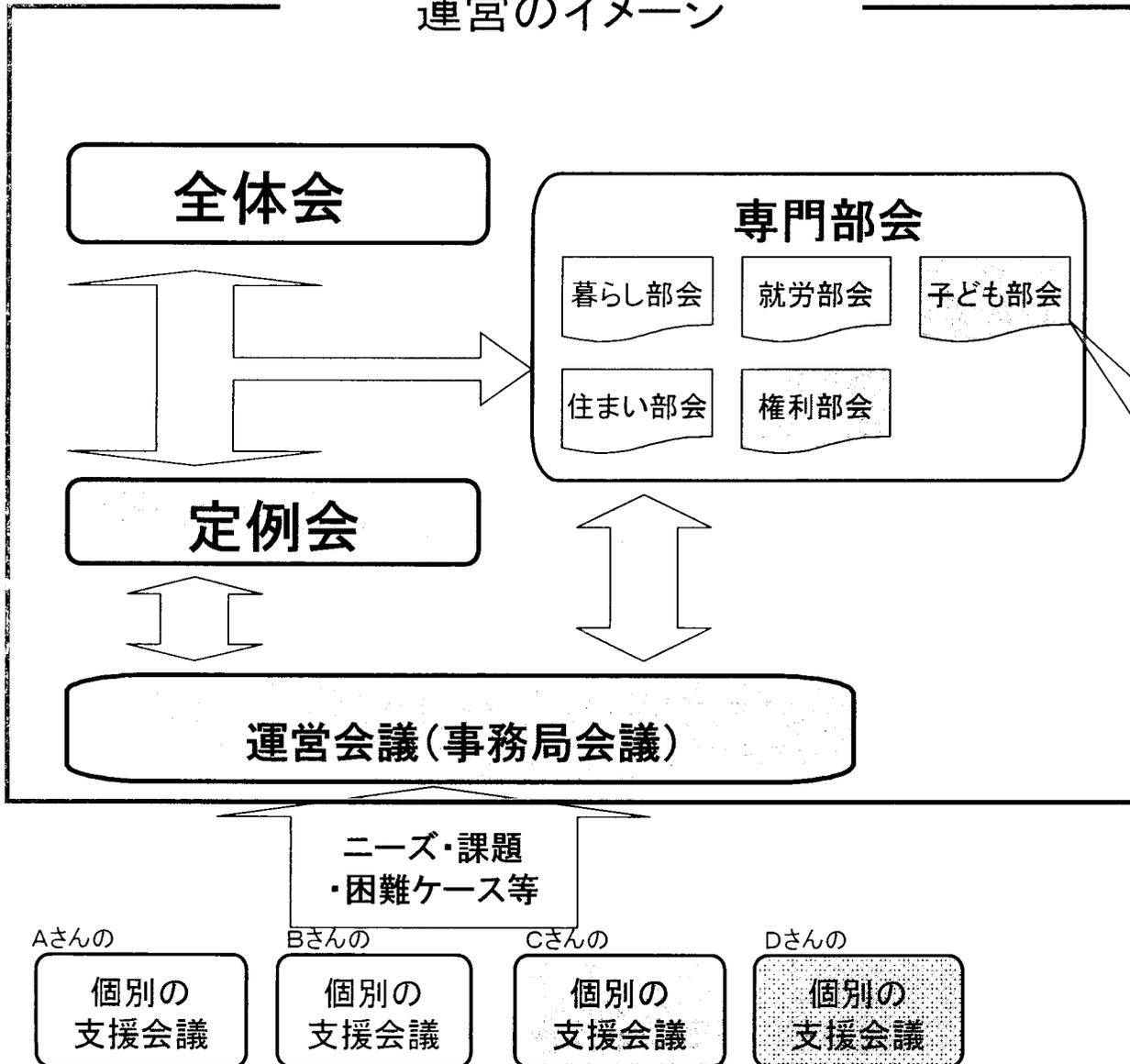
- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



# 障害者自立支援協議会の運営例

運営のイメージ



地域自立支援協議会の設置形態、運営方法(専門部会の運営等)は、地域特性を反映して多様に展開されている。

(例)  
※部会を設置し、それぞれのテーマごとに、個別支援事例で確認された地域課題の協議等を行うことが考えられる

※要保護児童対策協議会、特別支援教育のための協議会との連携も考えられる

連携強化・システムの構築

## 相談支援事業の実施状況について

1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

○実施主体 市町村直営25% 委託58% 直営+委託17%  
(相談支援事業者への委託)

2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

2,523事業者

5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

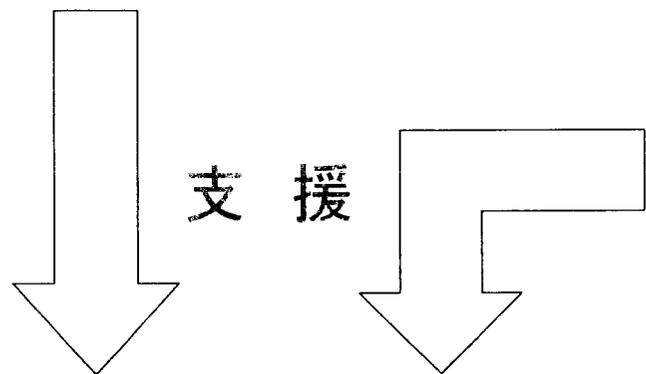
# 地域における相談支援のイメージ

発達障害者支援センター(都道府県)

児童相談所(都道府県)

障害児等療育支援事業  
(都道府県・圏域ごと)

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援



専門機関  
(通園施設  
・児童デイ等)

地域への新たな支援

療育支援

{ 専門職が保育所等へ巡回し、本人(及び親、保育士等)を支援 }

一般の相談支援

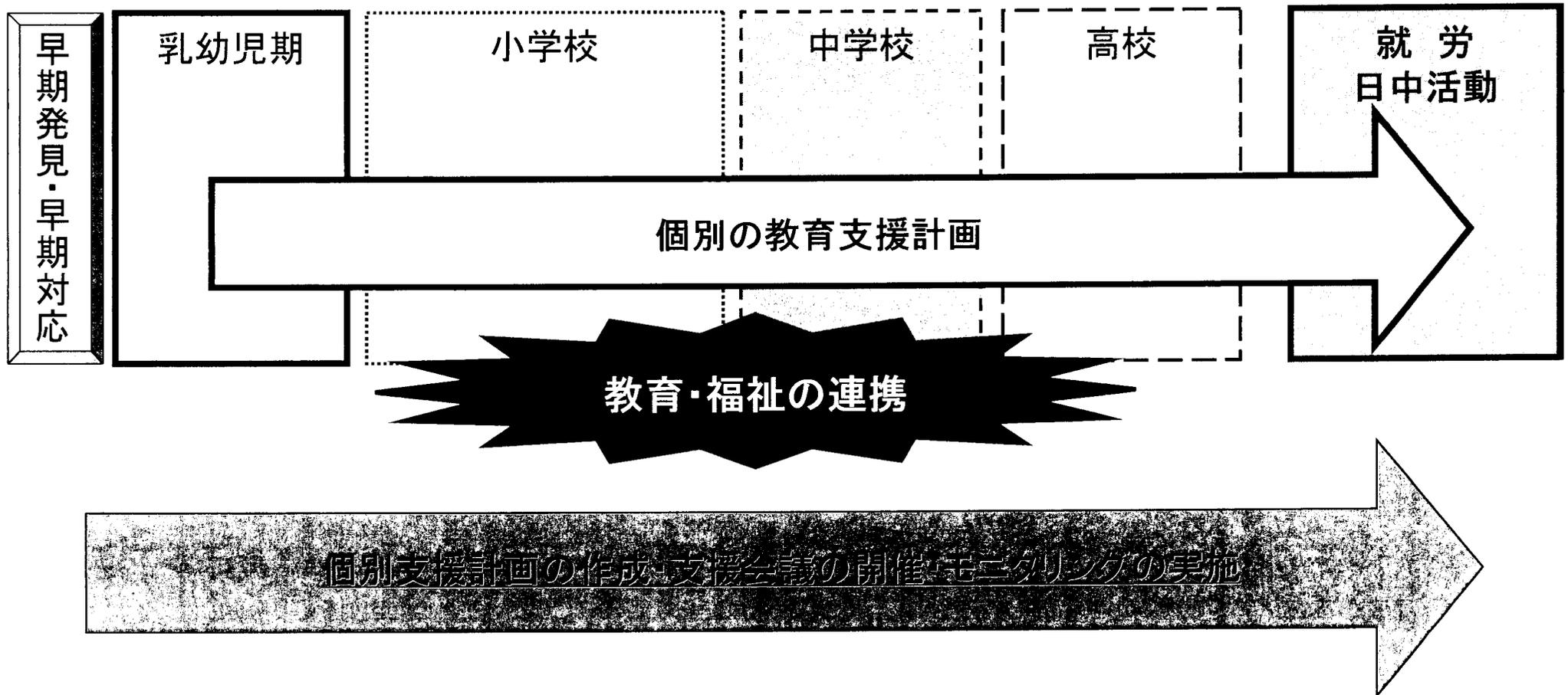
{ 保育所等への巡回や、センターで、グレーゾーンを含む相談に対応 }

個別の相談支援

{ 個別の支援計画づくりや、支援会議のコーディネートを行う }

障害者相談支援事業  
(市区町村ごと)

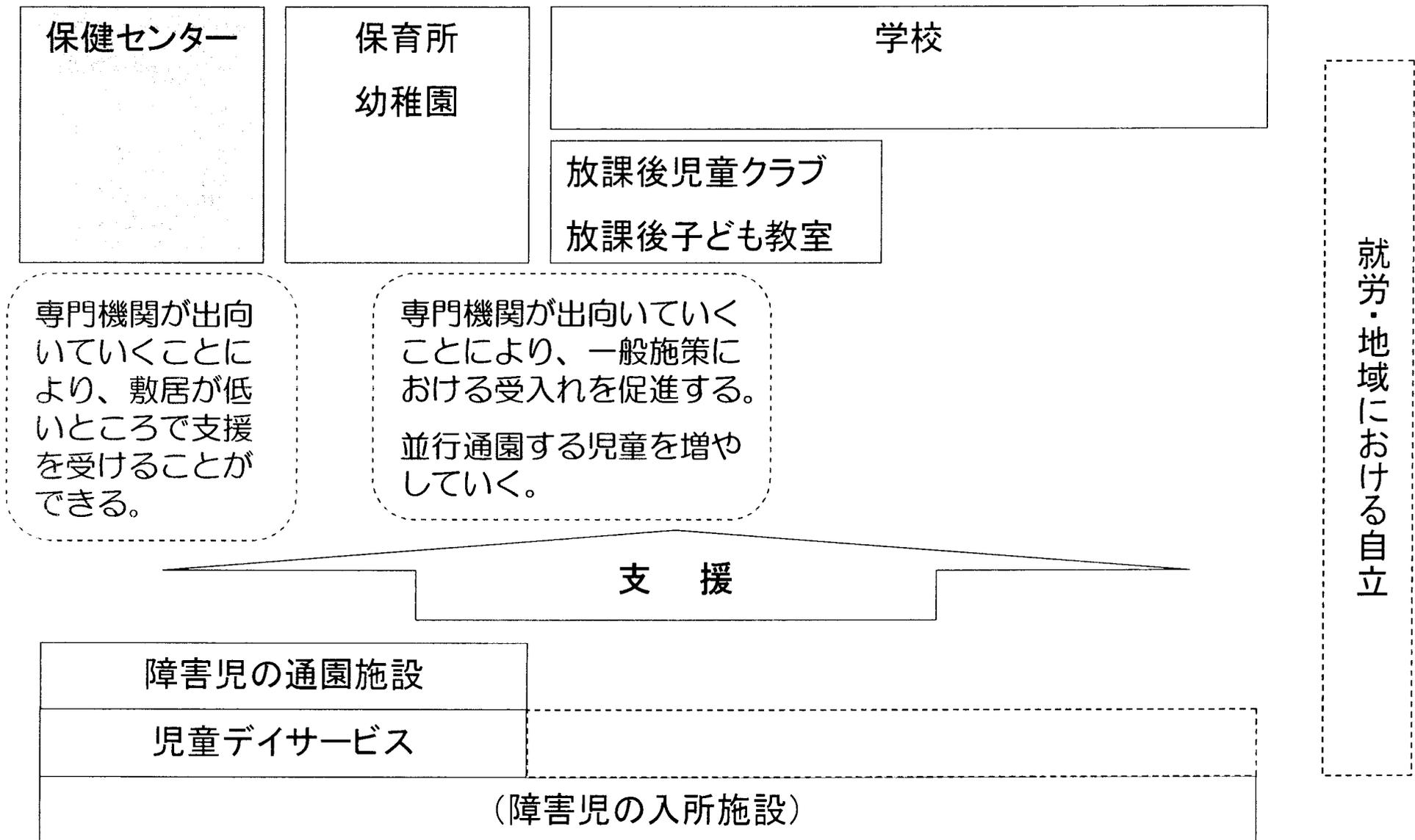
# ライフステージに応じた相談支援



※個別の支援計画とは・・・支援が必要な者に対して、ライフステージを通じた一貫した支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画。

※個別の教育支援計画とは・・・障害があり特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的として、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校(学級担任等)が中心となり作成するもの。

# 障害児の専門機関による支援のイメージ



# 短期入所

## 【利用者】

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする身体・知的・精神障害者

- ① 障害程度区分1以上である者
- ② 障害児の場合は、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分に規定する区分1以上である者

## 【サービス内容等】

- 入浴、排せつ又は食事の介護等を提供。
- 利用者の障害程度区分に応じて報酬単価を設定。
- 医療機関で実施する短期入所については別に報酬単価を設定。



## 【人員配置】

- 短期入所の利用者を本体施設の数とみなした上で、本体施設に必要な人員を配置。
- 単独型事業所においては、生活支援員を必要数。

## 【報酬単価】

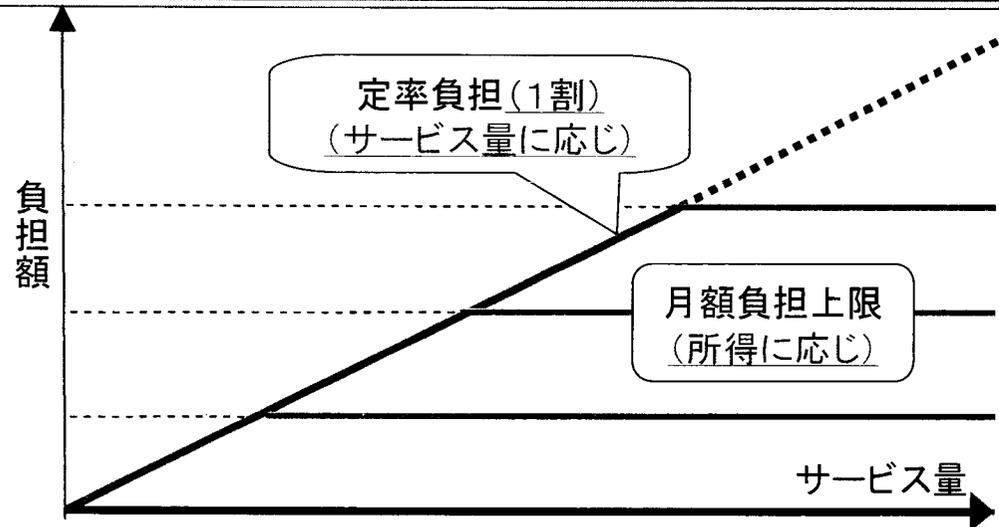
- 490単位(区分1及び2)～890単位(区分6)
  - ・ 重症心身障害児等については、2,400単位
  - ・ 遷延性意識障害者等については、1,400単位

## 【実施状況】

- 6,255か所 平成18年社会福祉施設等調査より  
医療機関で実施している短期入所 59か所  
(出典:独立行政法人福祉医療機構(WAMNET)データ調べ)

# 障害児のいる世帯の負担限度額

(居宅・通所サービスの場合)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

## 【施行時】

### ① <介護保険並び(原則)>

一般	37,200円
低所得2	24,600円
低所得1	15,000円
生活保護	0円

### ② <社会福祉法人軽減>

一般	37,200円
低所得2	12,300円
低所得1	7,500円
生活保護	0円

## 【19. 4. 1~】

### ③ <特別対策>

一般	37,200円
一般 (所得割16万円未満)	9,300円
低所得2(※)	6,150円
低所得1	3,750円
生活保護	0円

## 【20. 7. 1~】

### ④ <緊急措置>

一般	37,200円
一般 (所得割28万円未満)	4,600円
低所得2(※2)	3,000円
低所得1	1,500円
生活保護	0円

## 障害児入所施設の概要

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
知的障害児施設	児童福祉法42条	知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	254か所	9,808人
自閉症児施設	児童福祉法42条	自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設。	7か所	235人
盲児施設	児童福祉法43条の2	盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設。	10か所	137人
ろうあ児施設	児童福祉法43条の2	同上	13か所	165人
肢体不自由児施設	児童福祉法43条の3	肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	62か所	2,730人
肢体不自由児療護施設	児童福祉法43条の3	病院に收容することを要しない肢体不自由のある児童であつて、家庭における養育が困難なものを入所させる施設。	6か所	237人
重症心身障害児施設	児童福祉法43条の4	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設。	115か所	11,215人

〈社会福祉施設等調査報告(H18.10.1現在)〉